

# 「成年後見事務についての研修会」

(親が成年後見人になったら・・・)

平成 19 年 7 月 14 日 10 時～

宮城県障害者福祉センター

宮城県重症心身障害児(者)を守る会

## ・「成年後見人」の仕事(具体例)

20歳以上の人で、精神上的の障害があって、ものごとを自分自身で判断することができない場合は、財産の管理や財産の処分などの法律行為を行うことは、原則として「成年後見人」でなければできません。

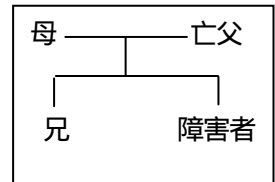
その具体例としては、以下のような事例が該当します。

- a 賃貸契約・売買契約、福祉サービス利用の契約等の契約締結行為
- b 相続、不動産の売買、車の購入などの財産取得や財産の処分
- c 施設入所の手続き、施設外病院の入退院の手続

以下に事例について見ていきます。

### (1) 相続の例

例を挙げますと、右図のように、兄がいる障害者の父親が亡くなって相続が発生した場合に、いずれ兄に看てもらうからと、介護予定の兄が一括で親の財産を相続することがよくあります。



また、障害者が居住用財産以外の不動産を取得すると、障害者自立支援法での所得区分が「一般」になることや、個別減免を受けられなくなるなどの関係で、障害者の相続分を放棄するという考えも出てくるでしょう。しかし、これは親の考えであって、障害者本人の考えではありません。

法的には、この障害者の相続放棄や、遺産分割協議書を作成する場合には、本人の意思の確認が必要になり、その意思が表明できない場合に、「成年後見人」等の出番となります。

このとき、母親や兄が「成年後見人」に選任されている場合は利益相反になりますから、その障害者に「特別代理人」(6頁を参照)が必要になります。このようなことが起きる意味もあって、利益相反にならない人を「成年後見人」に選任した方が良いでしょう。

### (2) 車の購入の例

重症心身障害者名義で車を買う場合も法律行為です。ディーラーが本人の意思の確認をしない場合にはその契約は原則として無効となりますので、ディーラーから名義人の印鑑証明書の提示を求められます。通常、重症心身障害者は印鑑証明書がありませんから、「成年後見人」がいなければ障害者名義で車を買うことはできません。

もし、ディーラーと売買契約ができたとしても、補助金の交付申請や自動車税の減免申請のときは、当然ディーラーは名義人が重度の障害者であるこ

とを分かりますので、ディーラーは「成年後見人」からの同意を求めることとなります。

### (3) 不動産の賃貸借等の契約

「成年後見」が必要な障害者が所有している不動産を賃貸する場合も、やはり法律行為ですので意思の確認が必要となりますから、「成年後見人」でなければ契約できないこととなります。

### (4) 預貯金の出納

「成年後見人」でない親が、たとえ本人のために必要だからといっても、障害者年金を勝手に消費したり、預貯金をおろしたり、定期預金を解約することはできません。行政機関だけではなく、金融機関からも「成年後見人」を求められます。未成年の場合と異なり、親権はありませんし、保護義務者や扶養義務者であるからといって、預金の引き出しはできません。

ただし、日頃から付き合いのある銀行や郵便局の窓口の場合は、便宜を計らってくれる場合が多いのですが、それが当たり前ではないことを覚えておいてください。担当者が変わって手続ができなくなっても、それが当たり前のことです。

### (5) 不当な契約の取り消し

認知症が進んだ方がいつの間にか高額な物品を買う契約をしていることがあります。この場合は、「成年後見人」がいれば、その契約を取り消すことができますから、「成年後見人」がいるほうが安心な例です。

ただし、「成年後見人」の権限の及ばない日用品の購入等日常生活に関する行為は取り消すことができません。

## ・親が「成年後見人」になるときの親の覚悟

### 1 . 「後見」の心構えについて

「後見」の心構えは、「子供の財産を自分の財産と同じように注意して管理する」ことでは足りません。「他人の財産を管理する心構えで、十分に注意する」ことが求められます。

### 2 . 「後見事務」報告の義務があることを自覚しましょう。

家庭裁判所は、いつでも、「成年後見人」に「後見事務の報告」や「財産の目録」の提出を求めることができます。このとき、「成年後見人」は速やかに遺漏なく対処しなければならないことになっております。日頃から、後見事務をきちんと行っていないと自覚していただくことを自覚してください。

(1) 後見事務に関する資料を整理・保管すること。

(2) 金銭は、金融機関の「成年被後見人」名義の口座を用いて管理すること。

### 3 . 自分が「成年後見人」になっていられる期間を考えましょう。

自分(親)が「成年後見人」に選任されたときから、いずれ、自分(親)にも十分な判断能力が無くなる時が来ることを、まず覚悟しましょう。

いずれ来る時のために、また、不意に襲う病魔や事故に備えて、自分の「任意後見人」を選任しておくことも必要なことです。自分が子供の「成年後見人」でいられる能力があるかどうかは「任意後見人」が判断してくれます。

更に、不測の事態が生じて辞任することになったり、解任されることになる場合もあります。このため、自分の次の「成年後見人」の候補者も考えておきましょう。ただし、次の候補者は予め正式に選任しておくことはできません。従って、最初から自分と子供など複数の「成年後見人」を選んでおくことも一つの手です。ただし、これは家庭裁判所の審判が必要です。

#### 4 . 「成年後見人」を解任されることもあります。

「成年後見人」を不意に襲う病魔や事故により「成年後見人」を辞任したり解任される以外に、「成年後見事務」を怠ったり、「成年後見人」として不適切な行為があったりした時は、家庭裁判所から選任された「成年後見監督人」の監督を受けたり、悪質な場合は「成年後見人」を解任されることがあります。財産の使い込みによって業務上横領等の刑事責任を問われたり、損害賠償責任を問われることもありえることを覚えておきましょう。

#### 5 . 「成年後見人」ができない行為があることを知りましょう。

- (1) 「成年後見人」は、「成年被後見人」の対価を伴わない財産の減少行為をしてはならないことになっておりますので、「成年被後見人」の財産をたとえ親族に対しても「贈与」することはできません。
- (2) 「成年後見人」は、「成年被後見人」の財産を増やす義務はありませんので、リスクのある投資や投機は受任範囲外です。つまり、裁判所の許可を受けずに投資等を行ってははいけません。ただし、定期預金や国債ならばかまいませんので、裁判所に相談してください。
- (3) 次の行為は「使い込み」に該当しますから、決して行ってはいけません。

「成年後見人」本人や他人の負債を弁済するために「成年被後見人」の資産を使用すること。例えば、親や兄弟の借金を返済するのに「成年被後見人」の預貯金を使うことなどが上げられます。

「成年被後見人」の資金から購入した不動産や自動車を他人名義の所有として登記や登録をすること。例えば、「成年被後見人」を乗せるために買った自動車の名義を、いつも運転をする兄弟の名義にすることなどが上げられます。

「成年被後見人」所有の不動産に抵当権等を設定して他人のために物上保証をすること。例えば、「成年被後見人」所有の土地を担保に入れて、誰かがお金を借りる場合です。

- (4) 「成年後見人」が「成年被後見人」の資産を借りることはもちろん、親族等に対して「成年被後見人」の資産を貸し付けることは「成年被後見人」にとって必要性がない場合、「贈与」と同様で許されません。「成年被後見人」の財産の保存・維持、性質を変えないような利用や改良行為が、「成年後見人」の財産管理行為です。
- (5) 「成年後見人」は、「成年被後見人」に不利な遺産分割をすることは許されません。遺産分割協議の場合は、「成年被後見人」の法定相続分を確保するようにしなければなりません。安易に相続放棄をすることは許されません。また、負の資産（負債）が多い場合は、相続放棄も検討する必要があります。

## 6. 「成年後見人」の監督について詳しく知りましょう。

法定の「成年後見」の場合は、本人、その親族又は「成年後見人」の申し立てによって、もしくは職権で、家庭裁判所が「成年後見監督人」を選任します。

「成年後見監督人」は、本人の利益を守るために本人に代わって、「成年後見人」の事務を監督し、「成年後見人」が本人に不利な行為をしたり、不正な行為をしたりするときは、家庭裁判所に「成年後見人」の解任を請求することができます。また、「成年後見人」が欠けたときはその選任を家庭裁判所に請求し、「成年後見人」と本人の利益が相反する契約等については本人を代理することもできます。

「成年後見監督人」が選任されている場合の注意事項は、以下の各項目で説明します。

## 7. 「成年被後見人」の代理をできない場合があります。

相続が発生し、「成年後見人」と「成年被後見人」とが一緒に相続人になるなどの利害が対立する場合に、「成年後見人」はこの件に関しては代理権限を喪失します。「成年後見人」だからと言って、勝手に「成年被後見人」の相続放棄に同意する等の行為は許されません。

この場合は、この件にのみ代理権限を有する「特別代理人」を家庭裁判所の審判で選任しなければなりません。

## 特別代理人選任

### (1) 概要

親権者である父又は母とその子との間の利益相反行為については、親権者はその子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。「成年後見人」と「被後見人」との間の利益相反行為、同一の親権に服する子の中で利益が相反する行為についても同様です。

「利益相反行為」とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年者の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為のことです。

### (2) 申立人

親権者，後見人，利害関係人

### (3) 申立先

子（被後見人）の住所地の家庭裁判所

### (4) 申立てに必要な書類・費用

申立書 1 通

子（被後見人）1 人につき収入印紙 800 円・切手 510 円（80 円×6、10 円×3）

申立人（後見人）、本人（被後見人）の戸籍謄本・住民票各 1 通

本人（成年被後見人）の成年後見に関する登記事項証明書

特別代理人候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書、登記事項証明書各 1 通

利益相反行為に関する書面

ア 遺産分割の場合

遺産分割協議書の(案)・財産(遺産)目録・財産目録の疎明書面(登記事項証明書・固定資産税課税証明書・預金通帳の写し・保険証書の写し)

イ 相続放棄の場合 財産(遺産)目録

ウ 身分関係存否確定の調停・訴訟の申し立ての場合

エ 所有する物件に抵当権又は根抵当権を設定する場合

(根) 抵当権設定契約書(案)・不動産登記事項証明書

オ 本人の所有する居住用不動産の売買・賃貸・賃貸借の解除・(根) 抵当権を設定する場合

売買契約書(案)・賃貸借契約書(案)・抵当権設定契約書等の案・不動産登記事項証明書

カ その他利益相反する場合

ウ・エ・オ・カについては、家庭裁判所の担当者に確認して下さい。

## ・親が「成年後見人」に選任された場合の仕事

### 1. 成年後見人に選任された直後の仕事

#### (1) 家庭裁判所からの書類の受領

「成年後見」開始後、家庭裁判所から「成年後見人選任の審判書謄本」とともに「収支予定表の提出」と「財産目録作成の提出」の指示書が送られてきます。

「成年後見人選任の審判書謄本」の送達後、2週間が経過してから、晴れて「成年後見人」となったわけですから、これから「成年後見人」の職務が始まります。

#### (2) 財産調査及び目録の作成・提出

申立て時にも調査をしておりますが、「成年後見人」になるまでの期間で、「成年被後見人」の財産状況に変更があったかもしれません。原則としては、改めて「成年後見人」として「成年被後見人」の「財産目録」を所定の用紙によって作成し、就任後1か月以内に、家庭裁判所に提出しなければなりませんので、財産の種類、金額等を申立て時よりも正確に把握する必要があります。

申立て時の財産目録を作成したと同じように、次の一覧表により(4)以下の調査と手続をします。申立て時の「財産目録」と同様に良いと判断される場合もあります。

「成年後見監督人」があるときは、調査に「成年後見監督人」の立会がなければ、その効力は発生しないことになっておりますので、注意が必要です。

「成年後見人」が「成年被後見人」に対して有する債権を報告しないでいると、報告後はその債権は無いものとして取り扱うこととなりますから、注意してください。また、「成年後見監督人」があるときは、調査前に「成年後見監督人」に申し出なければならないことになっております。例えば、相続完了後に「成年後見人」に就任し、その時点で相続漏れの財産が見つかったのに手続が未了のときなどが挙げられるでしょう。

この「財産目録選任時用」はコピーをとって手元に保管して置いてください。



| 項 目     | 資 料               | 備 考  |
|---------|-------------------|--|
| 不動産     | 不動産登記事項証明書        | 物件所在地の法務局で発行。                              |
|         | 固定資産税評価証明書        | 物件所在地の市町村役場で発行。(役場が交付拒否の場合には、後見人になった段階で提出) |
| 預貯金     | 預金通帳の写し           | 預金通帳を持っている人。(最新の残高等を記帳し、表紙、裏側及び記帳の全頁をコピー)  |
|         | 取引履歴              | 通帳がない場合。預金口座のある銀行で発行。                      |
| 有価証券    | 取引残高報告書           | 取引先の証券会社で発行。(株券・国債・手形など)                   |
|         | 証券の写し             | 証券を持っている人。(表裏両面をコピー)                       |
| 生命保険等   | 保険証書の写し           | 証書を持っている人。(表裏両面をコピー)                       |
| 負債      | ローン契約書又は借用書・支払明細書 | 本人(債務者)又は銀行、公社などの債権者。                      |
| 収入内容    | 給与明細書             | 本人又は勤務先の会社等。                               |
|         | 年金証書の写し           | 証書をもっている人。                                 |
|         | 年金改定の通知書          | 住民登録先の市区町村を管轄する社会保険事務所。                    |
|         | 年金の振り込み口座の通帳      | 通帳をもっている人。                                 |
| 支出内容を証明 | 施設利用料、入院費等の領収書    | 本人の入院している施設又は病院。                           |
|         | 健康保険料納付書          | 住民登録先の市町村役場。                               |
|         | 介護保険料納付書          | 住民登録先の市町村役場。                               |
|         | 固定資産税納付書          | 物件所在地の市町村役場。                               |
|         | 地代、家賃などの領収書       | 家主などの貸し主又は管理会社など。                          |

### (3) 財産管理の方針

「成年被後見人」の生活や療育看護についての見通しを立てます。例えば、施設利用負担金や福祉サービスの見込み、健康保険の支払い、日常費の支出と、それに見合う収入の見込みなどです。そして、それをどのように管理していくかの方針を立てます。

その結果を、「収支予定表」用紙に記入し、就任後1か月以内に、当該家庭裁判所に提出します。

### (4) 金融機関への「成年後見人」の届出

「成年被後見人」名義の預金口座からその「成年後見人」が出入れできるように「成年後見人」の届け出をします。そのため、各金融機関で用意してある「成年後見制度に関する届出書」のほか、「成年被後見人」の成年後見に関する登記事項証明書、「成年後見人」の身分証明書や印鑑証明書が必要となります。

「成年被後見人」名義の口座を「成年被後見人 成年後見人」と名義人を変更することもできます。

これらの手続きを各金融機関で行います。各金融機関により提出書類等が異なりますので注意しましょう。

### (5) 金融機関の取引履歴の収集

財産である預貯金は言うに及ばず、簡易生命保険証書、民間生命保険証書(個人年金を含む)等のすべてについて取引履歴及び現在高(残高)調査を行い、資料として通帳のコピーまたは取引履歴を収集します。

### (6) 社会保険庁への届出

社会保険庁に「成年被後見人」の年金受給のため、「成年後見人」の届出をします。

### (7) 行政福祉窓口や施設との協議

利用する福祉サービスによって、市町村窓口や施設を訪問し、今後の介護方針などを協議し、福祉サービスの申請や契約を行います。また、同時に「成年被後見人」の福祉サービスの利用に要する負担金、日常費等の協議をします。

## (8) 「療養看護の方針」の作成

(7)を基に、「療養看護の方針」を作成します。

## (9) 親に対する「成年後見事務」の費用

「成年後見事務」について要する費用(調査のための交通費、残高証明書手数料、戸籍謄本交付手数料、登記簿謄本下付手数料など)を、「成年被後見人」の財産から受け取ることができます。ただし、「成年後見人」になるために要する費用、つまり申立てに必要な費用は、親の負担です。

## (10) 親に対する「成年後見人」の報酬について

「成年後見人」が親であっても、その報酬を受ける対象になれます。そのためには、「成年後見人」から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立をしなければなりません。その後、報酬を付与するかどうか、また付与するとしてその額をいくりにするかどうかは、家庭裁判所の判断となります。

「成年後見人」が親だからといって、「報酬付与の審判」の手続きを経ずに「成年被後見人」の財産から直接報酬を受け取ることはできません。

## (11) 親がする介護に要する経費の範囲について

次の費用は、「成年後見人」の経費ではありませんが、介護に必要なものとして、障害者から支弁できます。ただし、収支予定表に記載する場合は、事前に裁判所に確認してください。

送迎や面会のための交通費

子供の被服費等

施設親の会・重症心身障害児(者)を守る会の会費(事前に裁判所に確認ください。)

## (12) 「収支予定表」の作成・提出

財産目録及び(7)～(10)の調査結果及び毎年の定期的収入並びに定期的支出を基に、「収支予定表」を作成します。「収支予定表」も「財産目録」と同様、家庭裁判所に原則として1か月以内に提出します。

さいたま家庭裁判所のホームページから収録

(記載例) 本人の財産目録 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在 作成者 〇〇〇〇 印

1 定期的な収入

|   | 種 類  | 金 額 (月額) | 管理状況等      | 資料  |
|---|------|----------|------------|-----|
| 1 | 年金   | 83,000   | 預貯金1の口座に入金 | 1-1 |
| 2 | 家賃収入 | 200,350  | 預貯金5の口座に入金 | 1-2 |
| 3 |      |          |            |     |
|   | 合 計  | 283,350  |            |     |

2 定期的な支出

|   | 費 目             | 金 額 (月額) | 備 考            | 資料  |
|---|-----------------|----------|----------------|-----|
| 1 | 入院費・施設費・医療費     | 100,535  | 小遣い、衣服費含む      | 2-1 |
| 2 | 公租公課 (税金・国保料など) | 12,000   | 固定資産税、国保       | 2-2 |
| 3 | 借入金返済           | 80,465   | 預貯金3の口座から引き落とし | 2-3 |
| 4 | 基本的な生活費         | 55,000   |                | 2-4 |
| 5 |                 |          |                |     |
| 6 | その他             |          |                |     |
|   | 合 計             | 248,000  |                |     |

3 預貯金 (通帳は、コピーの取り方を参考にしてコピーしてください。)

|   | 金融機関名・支店名 | 種 類  | 口座等の番号         | 金 額        | 管理者 | 資料  |
|---|-----------|------|----------------|------------|-----|-----|
| 1 | 郵便局       | 通常   | 10100-12345678 | 7,654,320  | 申立人 | 3-1 |
| 2 | 同         | 定額証書 | 54321-45678901 | 2,000,000  | 同   | 3-2 |
| 3 | 〇〇銀行〇〇支店  | 普通   | 12345678       | 123,300    | 同   | 3-3 |
| 4 | 同         | 定期   | 45678901       | 5,000,000  | 同   | 3-4 |
| 5 | △△銀行△△支店  | 普通   | 12579321       | 543,200    | 同   | 3-5 |
|   | 合 計       |      |                | 15,320,820 |     |     |

4 不動産 (土地・建物)

|   | 所 在 地          | 地目・構造   | 用途     | 面積 (㎡) | 管理者   | 資料  |
|---|----------------|---------|--------|--------|-------|-----|
| 1 | さいたま市高砂3-16-45 | 宅地      | 居宅敷地   | 101.11 | 申立人   | 4-1 |
| 2 | 同              | 木造2階建   | 居宅     | 96.96  | 同     | 4-2 |
| 3 | 越谷市東越谷9-34-2   | 宅地      | 7ハート敷地 | 192.23 | △管理会社 | 4-3 |
| 4 | 同              | 軽量鉄骨2階建 | アパート   | 123.45 | 同     | 4-4 |

5 生命保険等 (契約者・受取人が本人のもの)

|   | 保険会社名 | 保険の種類 | 保険証券番号         | 保険金額      | 管理者  | 資料  |
|---|-------|-------|----------------|-----------|------|-----|
| 1 | 郵便局   | 普通養老  | 90-30-01234567 | 6,000,000 | 申立人  | 5-1 |
| 2 | 〇〇生命  | 終身    | KK-98765-333   | 5,000,000 | 本人の母 | 5-2 |

6 負債

|   | 借 入 先  | 残 額       | 月々の返済額 | 管理状況等          | 資料  |
|---|--------|-----------|--------|----------------|-----|
| 1 | 住宅金融公庫 | 9,876,500 | 80,000 | 預貯金3の口座から引き落とし | 6-1 |

7 その他 (現金・株式・貸金債権など)

|   | 種類・特徴等       | 価 格    | 管理状況等  | 資料  |
|---|--------------|--------|--------|-----|
| 1 | △△ (株) 3000株 | 額面500円 | 申立人が管理 | 7-1 |

## 2. 「成年後見人」の事務

### (1) 「成年被後見人」の意思の尊重及び身上の配慮

「成年後見人」は、「成年被後見人」の生活、療養、監護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、「成年被後見人」の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

### (2) 財産の管理及び代表

「成年後見人」は、「成年被後見人」の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について、「成年被後見人」を代表(代理)します。

本人の現金・預貯金は、金銭出納帳によって管理します。領収書は証拠書類としてノートなどに貼ってまとめておきます。

また、管理は次の要領で行って下さい。

#### 資料の整理・保管

日頃から、「後見事務の報告」に備えて、資料を整理・保管します。

契約書等の名義は、「成年被後見人」の名義にします。また、「成年被後見人何某成年後見人何某」名義でも結構です。

#### 金銭管理

全ての「成年被後見人」の金銭は、金融機関の口座を用いて管理します。この口座を他の目的で利用することはできません。現金は当座の分だけとし、そのほかは口座管理とします。

「成年後見監督人」の監督に服すること

### (3) 「成年被後見人」の居住用財産の処分について

「成年後見人」は、「成年被後見人」に代わって、その居住のように供する建物またはその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除、または抵当権の設定などの処分をする場合は、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

### 3 . 家庭裁判所への通年の報告

#### (1) 報告義務

「成年後見人」に選任されますと、「成年後見人」によっては、「成年後見人は、数ヶ月に1回または1年後に又は2年後にと、裁判所に財産管理について報告する義務がある」と、家庭裁判所から指示されます。

まともな報告をしないで、その結果不正常な状態に放置されるケースや、問題行動をしている節が見うけられる「成年後見人」もおります。そのような場合、裁判所は自分で証拠を収集して、「成年後見人」の解任をすることができます。

#### (2) 家裁から出頭を命ぜられるか又は書類が届きます。(末尾参照)

通常は1年後に、家庭裁判所から出頭を命ぜられるか又は「後見等事務報告書」、「財産目録(監督時用)」及び「収支状況報告書」の用紙が同封された書面が届きますので、その報告書を作成するとともに、1年間の「成年後見業務記録」も付けて期限内(おおよそ2~3週間)に報告します。出頭を命ぜられたときは書類の作成のほかに裁判所からの事情聴取が行われます。

#### (3) 「収支状況報告書」の作成

本人の現金・預貯金については、管理している金銭出納帳によって、1年間の収支計算を行います。領収書類は家庭裁判所からコピーの提出を求められることがあります。

収入には障害者基礎年金等を、支出には福祉サービス利用負担金・入所(院)負担金・日常品費・生命保険掛金等を記入します。これで、収支の結果は、「財産目録」に反映されているはずです。

これによって、障害者自立支援法の所得区分が明確になります。いずれ、現在の個別減免の対象となっている預金残高が500万円を越すこともありえることを覚悟しておきましょう。

#### (4) 「財産管理計画」及び「療養看護の方針」の変更

前年度と、「財産管理計画」及び「療養看護の方針」等に変更があったときは、その旨の報告もします。

## (5) 「成年後見の終了」または「成年後見人の変更」報告

何らかの事情で、「成年後見」が終了することになったり、「成年後見人」を変更したり、「成年後見人」の住所や氏名が変更した等の事情が生じたときは、その旨をその都度、所轄の家庭裁判所に報告するとともに、東京法務局に変更登記の申請をします。

「成年被後見人」(障害者)が生存中に、自分の「成年後見人」の役割が終わっても、「成年被後見人」には「成年後見人」が必要で、すぐに後任が決まりますので、その新たに選任された「成年後見人」に財産、財産目録、成年後見業務を引き継ぎます。

## (6) 「成年被後見人」の死亡後の事務処理

「成年後見」は、本人の死亡により「成年後見人」等が「成年後見の終了の登記」を申請して、「成年後見人」の権限は消滅しているわけですが、実際には様々な事務処理が「成年後見人」に残されます。

### 埋葬までの手続き

まず障害者本人(「成年被後見人」)が死亡すると、その遺体の引き取りをしなければなりません。本人に親族がない場合、「墓地、埋葬等に関する法律」第9条2項によれば、行政が責任をもって行わなければならないとされておりますが、実際には「成年後見人」が引き取らざるを得ないのが実情です。

死亡届けについても権限が明記されていませんが、本人の死亡から7日以内に届けざるを得ません。葬儀もまた同様です。

問題は葬儀費用や医療費の支払いなど、本人が死亡した後に生じた費用に関して、預貯金から払い戻しの権限がない点です。実情では「成年後見人」名義の口座を家裁の許可を得て開設し、葬儀にかかる諸費用他を分けておくしか対応ができません。

### 財産の引き継ぎ

本人の死亡により財産を引き継ぐ際に相続人がいない場合や、相続人が財産の引き継ぎを拒否する場合は、各種申立などの事務を「成年後見人」が行わなければなりません。また相続

人が争っている場合などは、遺産を保管し続けなければならないこともあります。

第三者である「成年後見人」の場合に、このように遺産を期限なく保管するのは不安が大きいところです。また、これらの本人死亡後の事務に関して、報酬の対象にならないことから、制度の改善が課題となっております。

## 最 後 に

障害者にとって、「成年後見制度」は、障害者の人権を法的に守り、財産を確保し、適切な運営をするための大切な制度です。

「施設との契約のために必要だから」などという安易な考えではなく、子供を守るこの制度の趣旨を十分にご理解いただき、親としてだけでなく、「成年後見人」としての覚悟も持って、この制度の手続きをお進めください。

(2007年6月30日 秋元)



後見等事務報告書-1

仙台家庭裁判所家事審判官 殿

平成 年 月 日

(成年後見人, 保佐人, 補助人, 未成年後見人)

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※注意 アンダーライン部分はすべてご記入ください。

後見等事務報告書 ( )

本人 ( \_\_\_\_\_ ) について、下記のとおり報告します。

記

- 1 本人の住所、氏名、健康状態、生活状況は、  
 変わらない。  以下のように変わっている。  
( \_\_\_\_\_ )
- 2 本人の財産の内容は、  
 おおむねかわりがない。  以下のように変わっている。  
( \_\_\_\_\_ )
- 3 収入及び支出は、  
 収支予定表に記載したとおり大きな変化はない。  
 収支予定表の内容に変化があるので、収支状況報告書を提出する。
- 4 本人の生活や財産について、困っていることは、  
 特になし。  以下のことで困っている。  
( \_\_\_\_\_ )
- 5 その他、後見等事務に関して気になっていることがあればご記入ください。  
( \_\_\_\_\_ )
- 6 審判又は前回の監督後、本人の財産の中から、毎月の決まったもの以外で大きな支出（10万円以上）がありましたか。あった場合は、その用途及び金額をカッコ内に記載し、領収書等のコピーを添付してください。  
 なかった。  以下のとおりあった。  
( 用途 \_\_\_\_\_ )  
( 金額 \_\_\_\_\_ )

## 後見等事務報告書-2

7 後見等開始や未成年後見人選任の申立ての動機・前回の後見等監督時の課題となっていた事項について（レ点の付いている事項について，ア，イ，ウのいずれかに○を付けて選択の上，※の資料のコピーを添付してください。）

施設等への入所契約（※契約書のコピー）

ア 契約を結んだ。（平成 年 月 日）

イ 契約未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

遺産分割（※遺産分割協議のコピー）

ア 分割協議ができた。（平成 年 月 日）

イ 分割未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

訴訟提起又は調停申立て（※判決書，和解調書，審判書，調停調書等のコピー）

ア 訴訟又は調停を申し立てた。（平成 年 月 日）

裁判所 支部，事件番号平成 年（ ）第 号

イ 申立て未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

ウ 結論が出た。

生命保険金，保険金等の受領（※支払い通知書のコピー等）

ア 受領した。（平成 年 月 日）

イ 受領未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

不動産の売却（※売買契約書のコピー）

ア 売却した。（平成 年 月 日）

イ 未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

相続放棄の申述（※相続放棄申述受理通知書コピー又は審判書コピー）

ア 結論が出た（平成 年 月 日）

イ 未了である。理由は次のとおりである。

（ ）

その他 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

8 申立ての動機や監督の課題になってはいなかったものの，上記の7のような事項を行った場合には，該当する項目の□にレ点を付けた上，上記7の記載方法に従ってご記入ください。

## 財産目録(記載例)

平成19年(家)第5001号

(平成19年3月15日現在)

### 財産目録 (監督時用)

#### 1 不動産

| 番号 | 種類 | 所在地               | 面積                      | 評価額           | 名義人  | 前回からの変動事項               |
|----|----|-------------------|-------------------------|---------------|------|-------------------------|
| 1  | 土地 | 仙台市青葉区片平 1-6-1 宅地 | 345.26 m <sup>2</sup>   | 1456 万 1125 円 | 家裁太郎 | 持分 1/2<br>居住用不動産        |
| 2  | 建物 | 仙台市青葉区片平 1-6-1 住宅 | 計 156.44 m <sup>2</sup> | 524 万 1622 円  | 家裁太郎 | 居住用不動産                  |
| 3  | 土地 | 仙台市青葉区大手町 2-26 田  | 213.55 m <sup>2</sup>   | 369 万 2468 円  | 家裁太郎 | H19.2.28 相続<br>賃貸(借主○○) |
|    |    |                   |                         |               |      |                         |

合計 3 か所 変動件数計 1 か所 増加 減少した。

#### 2 その他の資産(現金, 預貯金, 保険契約, 債権等)

| 番号 | 種類   | 預入先等         | 口座番号    | 金額・数量       | 名義人  | 前回からの変動事項           |
|----|------|--------------|---------|-------------|------|---------------------|
| 4  | 普通預金 | △△銀行<br>◎◎支店 | 1245678 | 89 万 0946 円 | 家裁太郎 | 10 万円減少<br>入所施設預かり  |
| 5  | 定額貯金 | ××郵便局        | 1234567 | 950 万円      | 家裁太郎 | 高度障害保険金 500<br>万円加算 |
| 6  | 生命保険 | ○○生命保険       |         | 3000 万円     |      | 変動なし<br>受領手続中       |
| 7  | 現金   |              |         | 6 万円        |      | 4 万円減少              |
| 8  | 損害賠償 | □□(加害者)      |         | 2 億円        |      | ※※裁判所で訴訟中           |

合計 2 億 4045 万 0946 円 変動額計 486 万 円 増加・減少した。

#### 3 負債

| 番号 | 種類    | 債権者等           | 金額           | 名義人  | 前回からの変動事項             |
|----|-------|----------------|--------------|------|-----------------------|
| 9  | 住宅ローン | ⊗⊗金融公庫<br>仙台支店 | 150 万 1144 円 | 家裁太郎 | 自宅売却代金により<br>500 万円返済 |

合計 150 万 1144 円 変動額計 5 変動額計 500 万円 増加・減少した。

平成19年3月24日

作成者 家裁 二郎 印

#### 財産目録作成上の注意事項

- 後見人は本人所有にかかるすべての財産を、保佐人及び補助人は付与された代理権の範囲における財産を調査し、目録に登載すること。
- 目録に登載した財産関係の資料を添付すること。既に裁判所に提出した資料は、その内容に変動がなければ重複して提出する必要はありません。(不動産: 登記事項証明書・固定資産課税台帳登録事項証明書, 預貯金: 通帳のコピー, 契約関係: 契約書のコピー, 裁判書: 第1審からの判決・和解調書のコピー)
- 記載内容を「別紙登記事項証明書記載のとおり」などと略記してはいけません。
- 財産目録の用紙は、裁判所のものを使用しなくても構いません。記載事項に脱漏がなければ、適宜各自で作成した様式を使用しても構いません。
- 裁判所に提出した財産目録や資料は、そのコピーを手元に保管すること。

## 収支状況報告書(記載例)

記載例・成年後見

平成19年(家)第5001号

### 収 支 状 況 報 告 書

#### 1 収入

| 種 別  | 名 称     | 金額合計(年額・円) | 備 考       |
|------|---------|------------|-----------|
| 年金   | 老齢基礎年金  | 1,200,000  |           |
| 給与等  | (株)〇〇工業 | 2,400,000  |           |
| 不動産等 | 賃料      | 2,880,000  | 〇〇町△のアパート |
| その他  | 株式配当金   | 36,000     | (株)〇〇商事   |
| 計A   |         | 6,516,000  |           |

#### 2 支出

| 種 別             | 費 目       | 金額合計(年額・円) | 備 考        |
|-----------------|-----------|------------|------------|
| 被後見人の<br>日常の生活費 | 住居費(家賃等)  |            |            |
|                 | 光熱費       | 300,000    | 電気, 水道, ガス |
|                 | 食費        | 600,000    |            |
|                 | 医療費       | 360,000    | 〇〇病院       |
|                 | 施設費       | 1,080,000  |            |
|                 | 小遣い       | 120,000    |            |
|                 | その他       |            |            |
| 社会保険料<br>税金等    | 所得税       | 360,000    |            |
|                 | 住民税       | 180,000    |            |
|                 | 固定資産税     | 300,000    |            |
|                 | 健康保険料     | 120,000    |            |
|                 | その他 介護保険料 | 36,000     |            |
| 後見事務費           | 交通費       | 36,000     | 電車, ガソリン代  |
|                 | 事務用品代     | 12,000     | ノート, ファイル  |
| その他(債務<br>の弁済等) | 住宅ローン     | 720,000    |            |
|                 | 長男の学費・仕送り | 1,440,000  | 〇〇大学, 〇〇市  |
|                 | 交際費       | 300,000    |            |
| 計B              |           | 5,964,000  |            |

A - B = 552,000 円

平成19年1月31日

後見人 家 裁 二 郎 印

#### 成年被後見人の収支状況報告書の作成方法について

- 1 成年被後見人の直前1年間の収入及び支出を記載すること。
- 2 成年後見人選任時に裁判所に提出した収支予定表の記載内容から変動があった収入又は支出については、その証拠書類のコピーを提出すること。